

羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会会議録

日 時 令和元年 11 月 28 日（木曜日）10 時 00 分～11 時 45 分

場 所 議員控室

出席者 阿部委員長、工藤副委員長、金木委員、磯野委員、平山委員、船本委員、小寺委員、逢坂委員、舟見委員、村田委員、森委員

事務局 豊島事務局長、杉野係長

阿部委員長（開会） 10:00

おはようございます。時間となりましたので、ただいまから羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会を開催いたします。前任期より調査する内容が変更となっております。本日の議題は、1 つ目が空き店舗対策について、2 つ目がにぎわいの創出についてとなります。

それでは、担当課より説明をお願いいたします。

1 空き店舗対策について 及び 2 にぎわいの創出について

説明員 商工観光課 高橋課長、高野係長

高橋課長 10:00

おはようございます。今日は、空き店舗対策、それとにぎわいの創出ということで、現状というか、今の状況について説明させていただきます。

高野係長 10:00～10:06

おはようございます。座ったままで説明させていただきます。

まず1 点目、空き店舗対策についてです。（1）番、羽幌町では空き店舗活用事業ということで空き店舗の対策をしております。町内外の事業者に対して、町内の空き店舗に移転または新たな店舗を開設し、店舗の改修等に係る経費の一部を補助しております。補助内容につきましては表のとおりなのですが、上段が町内で事業を営んでいる事業者、下段が町外で事業を営んでいる事業者さんに対しての補助になっております。助成額についてはごらんください。助成については、店舗の所有者が配偶者または2 親等以内の親族でない者、法人で営業する場合は役員及びその役員の2 親等以内の親族でない者に対しての補助になっています。住宅併用の店舗につきましては、店舗部分のみを対象として、住宅の用途に供する部分に係る改修工事に要した費用は対象外となって

おります。空き店舗活用事業なのですけれども、昨年まで実績のほうはありません。

(2) 番、創業者支援事業なのですけれども、空き店舗活用事業に絡めまして、新規創業者に対して羽幌町では借入金の利息と保証料の補給、店舗の家賃の補助を行っております。表の中の区分といたしまして、上段の創業に係る借入金に対する利息等の補助、こちらは利息と保証料の補助を借り入れから5年間を上限として補給しております。下段の店舗に係る家賃補助につきましては、家賃の3分の1、離島地区については2分の1を月額3万円まで事業開始後2年間補給しております。下段の米印なのですけれども、借入金の助成は創業時に借り入れた資金のみを対象としております。こちらも店舗の所有者が配偶者または2親等以内の親族でない者、法人で営業する場合は役員またはその役員の2親等以内の親族でない者に対して補給しております。営業休止の場合の期間、また廃止した場合は廃止以後の助成はしておりません。

2 ページ目をごらんください。こちらが実績なのですけれども、平成27年度から30年度までの実績を載せさせていただいております。27年度、1事業者、利子補給に関しては2万8,000円、家賃補助に関しては12万3,000円、合計で15万1,000円を1事業者に補給しております。平成27年度から29年度まで1事業者なので、同一の事業者さんになっております。28年度は、利子補給が4万1,000円、家賃補助が19万8,000円、補助決定額が23万9,000円補助しております。29年度は、利子補給に関しては3万4,000円、家賃補助に関しては6万6,000円、補助決定額が10万円。平成30年度に関しては2事業者さん、1事業者さんが新規創業いたしまして、創業の借り入れに関しまして6万6,000円を2事業者さんに補給しております。新規創業なのですけれども、30年度創業の方に関してはご親族の持っている建物ということで、新規なのですけれども、家賃補助のほうはしておりません。以上です。

次、2番目のにぎわいの創出についてになります。(1) 番、ワンコイン商店街事業ということで、事業参加店をワンコインショップに見立てて、えり抜き品で購買を促し、加えてスタンプラリーの展開で消費の喚起を図り、町内のにぎわいを創出するというところで、ワンコイン商店街事業を開催している事業に対して補助しております。参加店につきましては記載のとおりとなっております。

(2) 番、商工会青年部事業として、①、商工会青年部の綱引き大会、ハートタウン正面3条通りの道路を使用して歩行者天国と綱引き大会を開催し、中心市街地のにぎわいの創出を青年部のほうで行っている。②に関しましては羽幌町ふるさと大盆踊り大会ということで、ゲームコーナー、売店等の縁日広場を展開して、昔ながらの盆踊りをする場所を提供し、にぎわいの創出をしているということに対して町として補助しております。

(3) 番についてはその他として、ホテルのほうでハボロマルシェというクリエイターズマーケット開催に対しての補助と、昨年より町民の方への還元ということで秋祭り

を開催して、にぎわいの創出に寄与しているところです。
以上になります。

阿部委員長 10:06

ただいま説明がありました。まず、1つ目の空き店舗対策についての質問を受けたいと思います。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

－ 1 の主な協議内容等（質疑） － 10:06～11:04

小寺委員 空き店舗対策なのですけれども、平成30年度までなしということは、この制度が始まって一度も活用されていないのか、それとも30年度だけいないのか、その辺をもう一度お願いいたします。

高野係長 記載は30年だけになっているのですけれども、平成26年度から制度を見直しして開始しているのですけれども、それ以降昨年度まで実績はありません。

小寺委員 26、27、28、29、30、5年間活用されていないということなのですけれども、5年間活用がないということは、制度自体なのか内容の見直しをしていかないと、せっかくある制度が使われていない現状ですので、新年度に向けた、より具体的に活用できるような方策を検討しているのか、それとも来年度以降も同じような事業、内容、条件でいくのか、その辺はいかがでしょうか。

高橋課長 実績に関しましてはゼロということなのですけれども、各年度ごと1件から2件ぐらい相談があったことはあったのです。ただ、事業に関して活用までいかなかったというのが今の状況なのですが、ここ一、二年に関しては相談もないので、商工会、関係機関とも話し合いながら、内容について若干の見直しもしくは改正等を今後考えていきたいと思っております。

小寺委員 せっかくある制度なので、合わせると言ったら変ですけれども、実績がないということは、制度の予算をつけているのに、相談があるにもかかわらず

ならず、どこかを直せば活用していただけるのではないかなと思いますので、日数は少ないのですけれども、新年度に向けて少しでも使われるような形で、先ほど検討、協議しているということなので、進めていただきたいなというふうに思います。

続けてよろしいでしょうか。空き店舗を活用するということなのですが、現時点で羽幌町にある空き店舗、最近やめられた商店とか大きなテナントもあると思うのですけれども、数を把握しているのか、把握している場合は空き店舗としてどのぐらいあるのか数を教えていただきたいのですが。

高橋課長

空き店舗の状況なのですが、平成 27 年当時空き店舗調査ということで実施しております。その段階では約 50 店舗ほどの空き店舗ということで確認して、中身的に使えるか使えないかという A、B、C の判定はしているのですけれども、現状でそれを確認していきますと、それ以降の追加も入れていくと 50 店舗ぐらいまだ残ってはいるのです。ただ、使えるかどうか、ものを見て老朽化が進んでいるとかという調査がそれ以降されていないので、今後、今あるデータをもとにまた新たに加えながら、使えるかどうかというところまで商工会等々の協力を得ながらやっていきたいと思っております。

小寺委員

商工会もそうですけれども、町としても相談を受けたときに、こういうお店を開きたいですとかそういうのが来たときにデータがないと、どうですかとか勧めることもできないでしょうし、平成 27 年からですと年数もたっているので、何年か間にやめられた店舗もかなりあると思うのです。最近でやめられるところだと、ちょっと前まで使用していたので、より早く使える店舗なのではないかなと思うので、まずきちんとした調査とラインアップというか、空き店舗の方が貸してもいい、売ってもいいという情報も含めて持っていないと、いざ活用したい、よそから来たとき、羽幌で創業したいときに、どうぞ勝手にということではなくて、こういうお店、こういう広さ、こういう設備のところがありますぐらいの情報は最新の情報で把握すべきなのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

高橋課長 おっしゃられるとおりなのですけれども、27年にアンケート、空き家バンク登録も含めての調査をしておりますので、それに倣った形で再度、最新の情報として来年に向けてやっていきたいと思っております。

小寺委員 平成27年の状況でもいいのですけれども、それは公にというか、空き家バンクに関してはホームページに載ったりしているのですけれども、情報を私は見たことがないのです。要請すればそういう情報は出てくるのでしょうか。ランクづけをしているというのもありましたけれども、空き家バンクはあくまでも民間で、かなり詳しい情報が載っているのですけれども、そういう内容で50店舗の情報を閲覧することは可能なのでしょうか。

高橋課長 バンクに登録するかしないか、今の状況はどうなのだというところも含めてアンケートをしておりますので、店舗名とか名前までは見せれない。図面に落とした部分では見せれると思うのですけれども、今ある名簿からいくと伏せられた部分で見せることは可能だとは思いますが。古いところになると、その場所に住んでいる方もいれば、別なところに住んでいる。息子さんに引き継いだ何したという情報もそれにはあるので、個人情報としては隠されますけれども、図面を含めてこの場所という表示はできるとは思います。

小寺委員 50店舗は、持ち主の方が積極的に売ったり貸したりしたいという内容で50店舗あるということですか。それとも、ただ店をやめて、あいているよという数だけなのか、その辺はいかがですか。

高橋課長 アンケートでは今後の見込みということで、どうするというのも聞き取りはしているのです。貸したい何したいという方に関してはバンクの登録ということをお勧めしていると思うのですけれども、それもしないというところは住宅化してしまって、店としては貸せないよという方も数多くいらっしゃいます。うちのほうとしても、照会に来られた段階で状況を見て、今こういう状況だよというところまではお答えできると思うのですけれども、あとは家主さんとの交渉という話にしかならないのです。バンクのほうに登録されているとか貸す意思がある人に関しては積

極的にうちのほうも情報は出せると思うのですが、これ以上貸さないというような方も半分以上いらっしゃいますので、その状況を見た上でうちで持っている情報としては提供できると思います。

阿部委員長 ほかございませんか。

磯野委員 店舗改修補助の店舗移転の部分でお聞きしたいのですが、助成要件等で米印、対象地域で既に店舗を有する場合は既設店舗を空き店舗にしない者に限るといふようなことがあるのですが、例を1つとって質問したいのですが、今ある店舗が老朽化してこれ以上商売を続けることができなくなった場合に、同じ地域の中で一、二軒先にちょうど空き店舗があつてそこに移りたいとした場合は、空き店舗にしないという条件をつけられると、そこで商売できないから移るのに、そのままではだめだという理解ですか。

高野係長 磯野委員おっしゃられるとおり空き店舗にしないということなので、現制度では老朽化したから移るといふのでは補助は受けられないという形になります。

磯野委員 もともとの意味といふのはなるたけ使えるものは使いましょうということなので、今使っているところがどうしようもなく、これ以上は保健所のほうとしても無理ですよと言われたら移らざるを得ないわけです。そこも空き店舗だと言われると、移れないことになってしまう、補助をもらえないことになってしまいますよね。それは現実的にかわいそうなのではないかなと1つ思うのですが、その辺はどうですか。

高橋課長 この制度をつくった当時は、空き店舗対策ということなので、移って空き店舗ができるのはどうなのということでの当初だと思ふのです。今実際に実績がない状態なので、私どももそれはちょっとと思っておりますので、その辺も含めて見直し等させていただければなと思っております。

磯野委員 同じような条件でぜひ見直しをしてほしいのですが、今入っているところが賃貸ですといふところで、いろんな事情があつてそこで商売

できなくて移ろうとしたときに、またそこも賃貸ですといったときに空き店舗にするかしないかというのは大家の判断になってしまうのです。次には、そこで廃業してしまうのかどうかというのは大家さんの判断で、自分ではどうしようもない部分が出てくると思うのです。そういうケースも含めて、せつかくのこういう補助ですから、現実には即した使い手のあるものにすべきではないかと思うのですけれども。

高橋課長 おっしゃるとおりだと思いますので、その辺も含めて見直しさせていただきたいと思います。

阿部委員長 ほかがございませんか。

金木委員 今回の質問ともかかわるのですけれども、こういう補助制度というのは似たようなものがいっぱいあるなというイメージがあって、今回説明されたのは空き店舗の話と創業者支援なのですが、当然条例に基づいていると思うのですが、それぞれ何という条例に基づく補助支援事業なのか、条例名を言っていただけますか。

高橋課長 両方とも羽幌町企業振興促進条例の中の空き家と創業支援。

金木委員 そういうことであれば結構広い内容のものだったと思うのですが、類似した補助として商工会関係のほうでの商店をリフォームするだとか、さっき言った店舗が古くなったから別のところに新しく店舗を改装して始めようとか、そういうものは別メニューの補助制度があったような気がします。これが活用できないのであればほかの活用の仕方もあるよというのも何かあったような気もするので、その辺もしわかれば説明いただけないでしょうか。

阿部委員長 暫時休憩します。

(休憩 10:21～10:22)

阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

高野係長 羽幌町の中小企業持続化支援事業というメニューもあるのですが、そちらのほうはただ単に改修だけになると補助の決定というのが対象外になってしまうのです。老朽化の補助ではなく、補助を使って整備することによっての今後収益性が上がったりだとか集客性が上がったりだとか、そういうところが目指せるよということであればつくのですが、ただ古いから直しますということになると対象外というふうになっております。企業振興のほかのメニューもあるのですが、改修に関してというところでは先ほどご説明させていただいた借り入れに対しての補助と家賃補助とのところかなというふうに思っております。

金木委員 その辺も1つの問題なのです。ハードルが高いという言い方がよくされていたところなのだろうと思うのですが、5年間で(1)については実績がないということですが、たしかあそこでは何店舗か新しく始めたなというところもあるのですが、そういうところは最初から申請しなかったのか、事業者の判断で申請するほどでもないと思ったのか、来たけれども対象にならなかったのだとか、違う制度を使ったりだとか、そんなようなことがわかっていけばそういうところがどのぐらいあったのかなというところも知りたいのですが、わかる範囲でお願いしたいと思います。

高野係長 昨年度末から1件、空き店舗に入って創業したいということで相談は受けていたのですが、企業振興条例の中で、飲食店はいいのですが、風営法の絡み等ありまして、飲み屋さんになると対象にしませんよということになっているのです。喫茶店だとかレストランという方は対象になるのですが、お酒を提供する、飲食のほうメインではないということになると対象にはできませんということでご説明させていただきました事業者さんはいます。

金木委員 もう一つ、私の考えでは創業者支援で固定資産税を減免するという、そういう規定が何かにあったような気がするのですが、それは(2)の創業者支援の中のメニューとして入らないのかどうか。業種別は書かれていないかな。固定資産税減免制度、これはまた違う条例になるのかどう

か、その辺の捉え方をご説明いただきたいと思います。

高野係長 同様に企業促進条例の中にあるのですけれども、企業立地のメニューを選ばれた方、それで建物を建てたりだとか中のものをというメニューに対しての固定資産税と償却資産税の免除はしているのですけれども、新規創業の方に対しての固定資産税の補助メニューというのは用意しておりません。

阿部委員長 ほかにございませんか。

逢坂委員 私から2点ほど聞きたいのですけれども、まず先ほど小寺委員の質問の中で5年間事業実績がなかったということで、相談ケースは何件かあったと。空き店舗の事業だと思ふのですけれども、相談内容をまとめたものがあればどういう内容だったかお聞きしたいと思います。

高橋課長 相談に来られて、まとめたものというのはいないのです。とりあえず話だけ聞きに来る、電話とかもありますけれども、こういうことでという話の相談だけ受けて、制度に入る前にいいわというようなことが多いです。逆に、この制度ではなくて違う制度にという、さっき言っていた創業支援のほうに持っていくという、空き店舗ではなくて違う補助のほうにという形でのシフトはありますけれども、それもうちに相談に来る場合と商工会を通してという場合があるので、そういうのがまとまったものというのはい今は手元にない。

逢坂委員 ないというのはいおかしくて、5年間使われていない、実績のない制度をこれから変えていく、そういう考えでいるのであれば、どういう相談があつて、どういう問題があつたのかという部分はきちっと整理しておくべきだと僕は思うのです。その辺をきちっとされていないと何も残ってなくて、どう整理してこの制度を運用していくのかというのが私は不思議でしょうがないのですけれども、その辺はきちっとぜひ教えてください。いいですか。答弁を求めます。

高橋課長 今おっしゃられるとおり、相談に関しましてうちで受けた相談内容と商

工会を通じてというのがありますので、その辺を含めて今後制度の見直しに役立てるといふか、していきたいと思っております。

逢坂委員 資料の中の表の米印の2段目になるのですが、住宅併用の店舗については店舗部分のみを対象ということで、住宅と兼用されている部分については対象外ということになってはいますが、50件程度空き店舗があるということなのですが、私ども羽幌町のような小さい町であれば住宅兼店舗というのが多くあると思うのですが、住宅を兼ねているような店舗というのが何件あるというのは押さえていますか。

高橋課長 住宅と兼用というのは数でいうと二十何件、はっきりとした数字は数えていないのですが、50件中の半分ぐらいはそういう感じで、現在も居住しているという格好になっております。この空き店舗活用事業の米印で言っているのは、店舗のみは該当するけれども、住宅のほうは空き家対策と絡む部分で住宅補助のほうがありましたので、うちは店舗だけだよ、向こうは住居だけだよという分け方になっております。

逢坂委員 今の課長の言い方では、店舗は店舗でもしやるとすれば補助がある、住宅は住宅の補助も別な制度があるという解釈でよろしいのですか。

高橋課長 空き家のほうでどこまでのものがあるかというのはわからないのですが、うちのほうは今言ったように、お店と住宅がくっついているものに関しては、店舗だけはこの補助を使えますよというくくりにはしております。残った住宅に関しては、空き家であれば空き家のほうの補助が使えるという認識でいるのです。どっちかという話ではなくて、両方使えると私は認識しております。

逢坂委員 複雑過ぎてあれなのですが、そういう制度というのは大事なことで、店舗兼住宅となると整備するとき一緒に補助なりする場合は、新しく自分でやりたいのだけれども、住宅も兼ねているからそこも一緒に直したい、そういう人がほとんどだと思うのです。こっち側の制度を使って、またこちらの制度を使うのではなくて、そういう部分は今後活用しやすいように改善するべきだと思うのですが、町全体として取り組ん

でいく考えは今のところどうですか。

高野係長 担当が分かれているので条例的な中身的に一緒にというのは難しいかもしれないですけども、仮に併用住宅で空き店舗と空き家の部分を直したいという問い合わせが来た場合、空き家についてはうちのほうではこういう制度があります。話の中で家も直したいということであればこういう制度がありますよというご案内をそのときにさせてもらって、両方活用できるように来られた方に説明をしていきたいなというふうに考えております。

逢坂委員 納得しないのは、基準額というのが出てくるのです。両方とも。そこに該当しない金額になってしまうと、結果的に住宅補助は受けられない、でも店舗の補助は受けれるという変な、いびつな感じがするので、できれば店舗兼住宅も含めるよというふうな形の制度にしてあげれば、なお活用しやすくなると思うのです。その部分はこれから、今すぐとは言いませんけれども、ぜひ検討事項ということにさせていただきたいなど。管轄が違ふとかでなくて町は1つの行政であるわけですから、住民のためにある町ですから課が違ふからというのは言いわけにならないと思うので、ぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

高橋課長 おっしゃられるとおり、似たような制度なので、さっき言ったように条例も違って区分も違ってというところなので、空き家補助の担当のほうとも協議いたしまして、使いやすいような形になればなどは思います。

阿部委員長 ほかがございませんか。

平山委員 空き店舗の補助については30年度まで一個もなかった。次の創業者支援事業に関しましてですけども、27、28、29年度までは同一事業者1件ですか、それと30年度には2業者が活用しているけれども、1業者は対象になっていないというか、補助できていないという説明だったと思うのですが、済みません。もう一回。

高野係長 30年度に関しましては、利子補給に関しましては2事業者さん、両方補

給しているのですけれども、27年度から活用されている1事業者さんの家賃補助は、事業開始から2年間済みしましたので、家賃補助は終了している。30年度新規に活用される事業者さんに関しましては、建物自体が親族の持っている建物だということで家賃が発生しない建物なものですから、創業支援の利子補給のみの補助となっております。

平山委員 続きなのですが、いずれにしてもこの制度を利用している件数が少ないと思うのです。確かにいい補助制度だと思うのですが、なぜこの何年か利用してくれる件数が少ないのか、その辺の要因、原因等の検証とか評価はしているのでしょうか。そしてまた、今後に向けてどういうふうにしていったらいいのか、先ほどほかの委員さんも言っていましたけれども、その辺の考え方というか、どのようになっているのでしょうか。

高橋課長 創業者支援事業の話なのですが、創業自体する方が去年、今年、創業セミナーとして参加される方はいるのですが、もう一歩というところがあと1年かかるのか2年かかるのかというところで、相談というか、セミナー自体に来て、創業する意思がある方はいらっしゃいます。ただ、そこからもう一歩進むというところが、去年からですと、去年セミナーをやって、町外含めて6人ぐらい来ていたのですが、そこから創業支援というのが、創業にまだ至っていないのです。準備しているという話は聞こえてくるのですが、多分来年、再来年ということでの創業だとは思いますが。それに関しましてはこの制度内容も説明していますし、商工会も含めてこういう事業をやればこういう制度ということでの説明はしているのですが、本人がもう一歩、来年、再来年という考えなのか。それに合わせてうちのほうもこういう事業があります、ありますというご案内を差し上げてはおります。

平山委員 今の説明では、セミナーに参加したり、いろいろ説明を受けている人がいると。五、六人、今までいたということなのですが、その先がなかなか進まない、準備はしているのだろうけれどもと言うのですが、進まないネックになっているものというのは何かというのはつかんでいるのですか。

高橋課長 セミナーをやった段階で来られた方が、まだ自分で仕事を持っていて、創業に興味があるという方が大半です。これから自分で仕事をやめて創業するというのに時間がかかっているのだなというのと、創業までの準備というところで、今の仕事をやめた上で新しくという考えの人も何人かいらっしやっみたいなので、その辺で時間がかかっているのかなと思います。

平山委員 自分の仕事を持っているから、そこをやめて新しい仕事にという決断をするにはなかなか時間がかかるのかなと思いますけれども、せっかくそういう補助制度があって、利用していただける人数というのかな、件数というのかな、少しでもふやしていくためにいろんな相談とかPR、それは今後も続けて必要であると思うのです。今までの部分の検証、評価をしながら次の段階、何が欠けていたのか、今までそういう人はいたけれども、どういうことで悩んでいるのか、その辺行政として押していける、解決できる方法があるのか、いろんな部分を網羅しながら次の段階に進んでいってほしいなと思うのです。せっかくこういういい補助制度があるのですから、生かした制度というものをつくっていただきたいなと私は思います。答弁ください。

高橋課長 先ほど言っていたセミナーに関してもその前までは創業塾ということでやっていたのですけれども、その参加人数も去年、おとし、1件とか2件とかとだんだん数が減ってきて、セミナーに変えた段階で5人、6人という参加をいただいているので、それをふやすという意味でも使いやすい制度というところも考えながら、商工会等々と協力しながらやっていきたいと思えます。

阿部委員長 ほかがございませんか。

金木委員 ハートタウン2階のa uの跡のスペースについて聞きたいなと思っていたのですが、ここで聞いたほうがいいのかにぎわいのほうで聞いたほうがいいのか。

阿部委員長 どうぞ。

金木委員 たしか去年の12月に私、一般質問したと思うのです。ほぼ1年になりました。シャッターがおりたまま1年が経過しているのですが、たしか次に活用できるように検討するというような話が当時もあったと思うのですが、この1年間そのままなので、どうなっているのかなど。前回の議会と商店主の皆さんとの懇談の中でも、何とかあそこを活用してほしいと。すぐ店舗が入るといってないのであれば、町民のための休憩スペースのようなものにも活用してもらえないものかというような声も出ていたのですが、この間の検討とか、どうお考えなのかお聞きしたいと思います。

高橋課長 a uの跡地に関しては議会等でもお話しはしているのですけれども、ハートタウン自体、普通財産としての管理をしているものですから、うちのほうとしては短期間使えるチャレンジショップという考え方も持った上で進めてはいるのですけれども、普通財産のままではそういう貸し方ができないので、その部分だけ普通財産の中で一部行政財産という形でできるのかできないのかというところで調べてはいるのですけれども、ほかの町村を見る限りできているところもあるので、可能だとは思いますが。うちのほうとしてはチャレンジショップという考え方でいるのですけれども、ほかの課のほうの活用として、健康支援の包括のほうで週に1度高齢者のリハビリ教室等をやりたいというような話も今上がってきているので、これに関しては道立と協力して週1、ハートタウンの2階で高齢者のリハビリ教室を器具を使ってやりたいという話も今来ているので、そちらのほうの話とあわせながら、両方使えるような形で考えていきたいなと思っております。

金木委員 いろいろ考えておられるのだなというのはわかりましたけれども、普通財産、行政財産の捉え方なのですが、あそこ自体は町有化になりましたし、建物の利用目的とかそういうものとは関係していない、単なる普通財産なのか行政財産なのか、その縛りだけの問題なのか、そもそも建物自体、国からの援助をもらいながら複合商業施設として建てたものについて、休憩スペースだとか高齢者支援のそういうコーナーということに対する縛りがあるのか、その辺の捉え方がわからないのですが、もうち

よっと詳しく普通財産、行政財産の区分けについて。

高橋課長 町が買い取った段階でもともとあったテナントの契約等々がまだ途中だったということもあって、商業施設としての行政財産という話にはならなかったみたいです。記録からすると。普通財産、商業施設としての管理という今の状況が、契約の縛りとかもあって、補助の関係に関しては業種を大きく変えないというところではクリアしているみたいなのですけども、テナントのほうのもともとあった契約の関係上、普通財産の管理しかできなかったという記録になっております。

金木委員 わかったような、半分ぐらいしかわからなかったのですが、チャレンジショップにしる、包括支援センター関連の高齢者支援のコーナーにしる、いつごろまでに方向をまとめるつもりなのか、まだまだ雲をつかむような状況なのか、その辺の見通しをお願いします。

高橋課長 できるだけ早い時期でとは思うのですが、さっき言ったように行政財産等々にするためには条例が必要になってくるので、条例の制定からやる内容まで含めて来年度中にとというか、早いうちにやりたいなと思っております。

阿部委員長 ほかございませんか。

小寺委員 空き店舗ばかりで申しわけないのですが、全体で把握しているのは50店舗ぐらい。その半分ぐらいが貸してもいい、売ってもいい。逆に言うと半分ぐらいは貸さない、売らないですね。あと、50店舗中半分、二十数件は住宅と兼用しているということなのですけども、実質使えるのは本当にわずかなのかなという勝手な認識なのですが、先ほども話があったとおり、空き家と空き店舗に関しては課が分かれているので、制度も違うし、空き家バンクという大きなくくりではあるのですが、基本空き家バンクは空き家対策に使っていると思うのです。まず、空き家と空き店舗の基準、何をもって空き家にするのか空き店舗にするのか。今は空き家だけども、それをリフォームして店舗にしたりだとか店舗にできるのではないかとかそういうのも出てくると思うのですけ

れども、空き家と空き店舗の違い、それがわかると教えていただきたいのですけれども。

高野係長 申しわけありません。空き家に関しては認識していませんけれども、空き店舗に関しましてはうちの企業振興促進条例の中で、過去において事務所または商用に供され営業していた施設で、営業を終了した日以後1カ月以上経過しているもの、1階に店舗部分を有している施設、大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗内の店舗でないもの、商業施設内の店舗でないもの、賃貸を目的に建設された施設でないものということで空き店舗と捉えています。

小寺委員 今の基準でいくと、先ほど話が出たハートタウンの一角のスペースは空き店舗ではない、そういうことでいいですか。いいですということで、宮坂のビルはその基準でいくと空き店舗50件のうちに入っているという認識でよろしいか。

高橋課長 空き店舗という調査の中に入っております。

小寺委員 せっかくランクづけがあるということで、空き店舗に含まれているということなので、宮坂のビルはランクでいうと何ランクに属していて、活用が可能な段階にあるのか。自分は空き店舗に入れてもいいのかなど。基準でいうとそうですけれども、実際ランクが何で、すぐ活用できるのか、そこがわかれば教えてください。

高橋課長 当時の調査の評価としては、A、B、C、D、Eまでの評価のうちのC評価になっております。C評価のものに関しましては、外壁や屋根、窓等に損傷や老朽化により利活用に大規模改修が見込まれるものというというくりでのCということになっております。

小寺委員 宮坂に限定して申しわけないですけれども、宮坂は空き家ではなくて空き店舗というくりで今後は進んでいくのですか。今までは空き家対策の一部だということで、課でいうと町民課が担当して議会でもやりとりはしたのですけれども、あくまでも空き店舗の基準でいくと今後は商工

観光課がかかわっていくのか、その辺どういうふうになるのでしょうか。利活用ができるという前提ではいるのですけれども、壊したりとかそういうものでいくとまた違うにしても、Cランクで活用できるという判断であればどうなのかなと思うのですけれども。

高橋課長 D、Eというのはないのですけれども、Cが一番下ということで、うちのほうで利活用には大規模な改修がかかるということで難しいのではないかと押さえのCということで、これは空き家バンクのほうとかにもつながっていますので、登録ができない建物という位置づけになっております。

阿部委員長 ほかがございませんか。ないですか。

逢坂委員 にぎわい創出の部分でも……

阿部委員長 それはまた後からやります。では、空き店舗について僕のほうから。空き店舗対策の中で出てくるのは、後継者がいるかないかによって空き店舗になるならないといった部分も出てくると思うのですけれども、商工会だったり商工業者、事業承継、親族内、親族外あわせてそういった情報交換であったり調査等されているのか、まずお聞きしたいなと思います。

高橋課長 その関係につきましては、うちないし商工会のほうでも相談窓口等々持っております。相談はありますけれども、それもかなり件数は少ない。後継者がいるいないという相談も受けてはおりますけれども、それに対して誰がやるというところまでにはまだ至っていないということで、事業承継という部分に関しても今のところ実績がほとんどない状況となっております。

阿部委員長 わかりました。ほか。

森 委員 先ほど話題に出た a u 跡地の件なのですけれども、来年度中に財産を移行して、それ以降、再来年ぐらいには具体的なものができるかなという

印象を受けました。それ以前に、本来である空き店舗を店舗として使うという意味で、a uの跡を一般向けに条件を提示して募集行為をしたことがあるのか、現在しているのか、そこを確認したいと思います。

高橋課長 a u跡地に関しましては、今入っているテナントさんを中心にお話はさせていただいております。それ以外の一般向けというものに関しては、周知とかはしておりません。うちの考え的にはさっき言ったとおり両方使えるようにはしたいのですが、可能性的には短期間で使えるようにしたいというものもありましたので、まず入っているテナントさんにそこを追加で使うか使わないかという確認、生協さんもそうですけれども、確認はしております。一般向けに関しましては、使い道というところで、家賃月額幾らというのが決まっているものですから、テナント料と場所の大きさとあわせて今まで募集してもいないという部分が過去ありましたので、それに関しては既存の入っているテナントさん中心に確認をさせていただいている状況。

森 委員 もともと店舗が入っていて、そういう目的で建てて、それがあいたということで、聞き違いかもしれないけれども、今の言い方を聞くと、新しい店舗を積極的に入れることよりもチャレンジショップだとか老人の施設を優先したいので積極的な募集はしないということではないと思うのですけれども、そこを確認したいと思うのですけれども。

高橋課長 積極的に募集しないということではなくて、どこかの議会のほうでも言ったと思うのですけれども、そういう要望もありました。チャレンジショップ的な短期間で使えるお店ということでの要望もあったので、こちらのほうに状況的にはシフトしているような感じになりますけれども、それも踏まえた上で使えるような格好でということで、先ほど言ったような説明をさせていただいております。

森 委員 そういうことであれば、本来の使い方が一番望ましいという前提であれば入っている人たち3件か4件かにお話しする以外にも、経営していて空きスペースができた場合、正式にどのくらいの条件で家賃を決めて、入りませんかということを公募するのが普通だと思います。行政が絡ん

でいるので、それに加えて先ほど言ったほかの支援だとかそういうものを提示して、こういうところに入ったら場合によってはこういう条件でやれますよというようなことをやって積極的に、あいてから大分たちます。先ほど言ったように1年たちますので、埋める努力をする必要があるのではないかなと思うのですけれども、そこについて課の考え方。

高橋課長 おっしゃるとおりだと思います。ただ、a uさんの出た経緯とかもありまして、この面積では家賃が高いという状況がありましたので、料金体系として多少安くはなるにしても、面積的な単価当たりというのが、出ていかれたa uさんですけれども、そういう状況がありましたので、周りの家賃とかという状況もちろちら聞こえてきていたのですけれども、うちのほうで持っているあの建物自体のテナント料が高いというのがa uさん含め出たテナントさんから意見が多かったので、料金改定しても変わらない部分でもありましたので、それであれば並行してですけれども、今入っているテナントさんに使うか使わないかというのを含めながら違う道ということも考えていたので、現状こういうことになっております。

森 委員 a uが正式に家主である町に対して家賃が高いので出ていきますと言ったとは思えないし、文書に起こしているわけではないですけれども、出ていく理由というのはもっと大きな理由が別にある。家賃が高いから出ていくというふうには正式には言っていないくて、業種、業態、会社の問題もあったというふうには私は聞いています。高いか安いかというのは、全体のバランスもありますし、計算方法もあると思うので、a uが入ったときよりは少し安くできるのではないかと断言していますが、それが高いか安いかというのは入るか入らないかという人が決めるので、提示していなければ高いのか安いのかも全然わからないというのがありますし、業者支援絡めていくと家賃の3分の1、3万円ですけれども、補助になるというような場合も組み合わせたら検討してみようかだとか、ほかの部分の制度も組み合わせるとまた違う道があるかもしれませんので、繰り返しになりますけれども、ここあいています、町は入ってほしいのであれば、条件を出して、補助の道もつけて一般公募にかけるのがまず筋で、同時進行でもいいのですけれども、やってみて入らないので

さっき言った老人の何とかも考えていくということをしないと、あそこに入ってくる何件かだけに声かけて、意味わからないですけども、大きくしませんかとかそういうことで言ったのですかね。そういうようなことだけではイメージが湧かないと思うのです。実際にもものがあるかどうかかわからないですけども、場所としては小売業なんかにはある種にぎわいもありますし、下に大型スーパーも入っているということからすると可能性のある場所でないかなと思いますので、その辺の検討を考える必要があると思いますけれども、現時点での考えをお伺いします。

高橋課長

今おっしゃるとおりだと思います。公募をかけた上で来ないだろうという結果というか、そういうことかなということのうちの方で考えていた部分もあるのですけれども、さっき言った既存のテナントさんにというのも、生協さんに入ってくれではなくて、生協さんがほかの店舗等、百均だったりなんなりおつき合いのあるところを紹介してほしいなという話は生協さんのほうにはしていたのですけれども、生協さん自体もあの家賃でという話はされているのです。この家賃で入るところはという、自分で思っている店舗から見て高いという考えは持っていたみたいなので、ちょっと難しいのではないかという話もいただいていたので、同時進行という話ではないですけども、うちで考えていたのはチャレンジショップということで今は進んでいるところ。

森 委員

ぜひ公募、すごくわかりやすく、町広報だけでなくいろんな手を使って入りませんかということをやってみる必要があると思いますので、検討をお願いします。今言ったことと矛盾するのですけれども、町民の声としては、今老人健康支援、チャレンジショップというのが出ていますが、先日開いた商工業者との懇談会の中でもいろんなニュアンスがあると思います。通常一般の方から言われるのは、特に冬期間なんかはちょっと休む場所が羽幌町内、特にあの辺にはないのだということで、休憩所的なちょっとしたコミュニケーションをとるような場所なんかにあそこは使えないものかねと。あれば、買い物のついでに友達と何人かで集まってお話をしたりなんなりするスペースとして幾らでも使えるのにずっと何もしないでシャッターおろしているね。大勢かどうかわかりませんが、何人かの人から言われたこともあります。そのとおり

だなど私も思っていますので、まず第一の目的としての公募というのが前提として、その間もしくは公募も含めてチャレンジショップ、老人健康支援以外に普通にあそこ、ちょっと休んでお互いにのんびり話し合えるような、老人に限りませんけれども、スペースということも、返事は入らないですから頭に入れてほしいなと思います。答弁は結構です。

阿部委員長 ほかございませんか。(なし。の声) なければ、1つ目の空き店舗対策について終了したいと思います。暫時休憩いたします。

(休憩 11:04～11:15)

－ 2 の主な協議内容等 (質疑) － 11:15～11:45

阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、2つ目のにぎわいの創出について質問を受けたいと思います。

工藤副委員長 私、商業をやっている、商工会の役員もやっていますけれども、どの部分にどれだけの補助金がついているのかというのが正確にわからないので、1番、2番、3番と幾ら補助金、今年度どのぐらいついているのか教えてください。

高野係長 まず、ワンコイン事業につきましては、町のほうでは30万円、綱引き大会につきましては27万円、盆踊りにつきましては26万円、その他としてハボロマルシェについて25万5,000円の予算をつけております。

工藤副委員長 ワンコインなのですけれども、当初、たしかどこかの大学の人に来て何かやろうということであって、それがなくなったから30万でないのではないか。

高橋課長 年度によってやるのが違うので、今のやつは今年度の金額ということで、スタンプラリーが始まったのが27年なのですけれども、そのときは年2回やっていたので、経費も倍ぐらいかかっていたので、27、28と2回ずつやって、29から1回ずつになっているので、ここ3年ぐらいは30

万前後の補助金という形。

工藤副委員長 たしか28年かそのぐらいのころに年2回やったことがあったのです。それから1年に1回ということになって何年かやったのですけれども、2回やったらわみたいな話が出たこともあったのです。それについてはなくなりましたか。

高橋課長 これはあくまでも商工会でやる事業なので、商工会との打ち合わせの中での話ですけれども、当初2年間は2回やっていた。2年目、28年なのですけれども、2回やっていると今度、出ている店舗のほうから出すものがないという話をされて29年から1回にしているということは聞いています。2回やればうちのほうも言ってみたことはあるのですけれども、結果的に2回も出すものがないわという部分の話もあったのでこの現状なのだという説明は受けています。

工藤副委員長 僕も商店をやっていますから、通常であればお客さんは大体10人前後くらいなのですけれども、これをやる1日は40人来るのです。その中には初めて来たお客さんもいるし、恐らく各商店では来客数が多くて自分の店のPRもできていると思うので、2回とは言いませんけれども、ずっと続けてほしいなと僕は思っています。

高橋課長 商工会ともその辺の話はしていて、ワンコインでおさまらないという話もちろちら聞こえてきているらしいので、1,000円になるのか500円のままていくのかというところも含めて商工会のほうとやっているのですけれども、これからも続けていこうねという話にはなっています。

森 委員 おっしゃるとおりこれは商工会の事業で、それに対して町が補助しているということなので、主体的には商工会だと思います。非常に反響も反応もいいので、ここまで続いているというふうに思っています。商店側とすれば、出すことによって負担も大きかったりなんだりというような声も聞こえてきます。まず、議論の取っかかりとして30万の補助の内訳をお聞きしたいと思います。

高野係長 商工振興費、商工会全体の予算の中の内訳で上がってくるので、額に關しましては端数のない予算ベースで上がってくるのですけれども、事業の内容的にはデザイン費として3万4,000円、印刷費で2万2,000円、広告宣伝費で13万4,000円、需用費で1万円、消耗品代ですね。旅費で10万円、景品費ということで10万円の計40万円の予算を見ていまして、その中で町として30万円を補助しますよということで。先ほど話あったのですけれども、ベルエポック製菓調理専門学校のほうで出店をしてもらいたいということで話を商工会のほうで進めていたのですけれども、開催の日にほかの学校の授業と重なってしまったので来町することができなかったということで、今年度もまた来てやっていただくということで話を進めているので、今年度も同予算で予定しております。

森 委員 商工振興費ということで、商工会のほうでこういう中身でお願いしますということでやった上で、行政がそれに沿った形で出しているというふうに理解するのですけれども、よく議会答弁の中で商業振興の話題でプレミアム商品券とかいろいろ出ますけれども、そのときに必ず出てくるのが、プレミアムはあれだけれども、ワンコイン商店街をやっているから、それで成功しているのでもいいのではないかとやっているわけではないと思うのだけれども、常に上がってくるのです。目玉というか。中身を聞くと、30万しかという言い方もできるかなと思います。たとえば出す店舗側に対して何らかの支援をすとかすると、もっと商品だとかも工夫できるかもしれませんし、充実していくのではないかなと。楽しみにしている住民が多くて、1人でぐるぐる、ぐるぐる回って動いているし、具体的なことは避けますけれども、水産物の目玉商品のところなんかは朝早くから並んでいて、あれなんかを見ると出している側が出血サービスというか、出してやっているということがありますので、繰り返して申しわけないですけれども、商工会の事業ですから、商工会側のほうももっとそういう面も含めて町と今後、予算に関してはタイトな時間ですけれども、そういう部分の話があれば前向きに受けていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

高橋課長 おっしゃられるとおりでと思います。これだけ回数を重ねて今後ともという話になれば、少し事業費が膨らんでもというのは仕方ないのかなと思

っております。その辺に関しましては商工会とも協議いたしまして、どういう在り方がいいのかということも含めて、これからどんどん続けていく上で協議していきたいなと思っております。

森 委員 わかりました。工藤さん、頑張ってください。

阿部委員長 ほかがございませんか。

金木委員 今日のにぎわいの創出ということにかかわって、特に資料に文言等はないのですが、現在進行している事業としてプレミアム商品券の事業が行われていますよね。それで、今年の8月かな、委員会で出て、予算化したわけですが、テレビのニュースのほうで伝わってくるのは評判が悪いか、売れ行きが悪いか、かなり売れ残りそうだとかというようなことがあるのですが、2月1日までの販売だったかな。だけれども、使うのも2月いっぱいまでですから、10月、11月中に売れなければ、年が明けてからばんばん売れるような、売れるというのか買うというのか、ものでもないと思うのですが、中間的なところでもし把握しているのであれば、現在どのぐらいの販売状況だとか、状況をつかんでいるのかどうかお聞きしたいところなのですが、お願いします。

高橋課長 正式な数字はないのですけれども、申請に関しましては、全体の約30%ぐらいの申請しか上がっていない。申請されるのは低所得者の方々に、3歳未満のお子さんを持っている方は引きかえ券をお渡ししていますので、あとは郵便局へ行って商品券を買っていただければいいのですけれども、低所得者の方に関しましては課税状況等々の確認をするために申請いただいてからの引きかえ券の発行になっているのです。発行件数を申請者全体で見ても、3割ぐらいしか申請されていないのが現状です。うちのほうとしては、今回、今月もそうですけれども、町広報の中に回覧を回らせていただいて、忘れていないですかということでの回覧はしております。それで、お友達から聞いて、あんたは、あんたはというような形で1日1件ぐらいの申請は今来ているのですけれども、まだまだ3割ちょっとぐらいしかいっていないので、残り7割の方はまだ申請もしていない状態であります。

金木委員　この制度自体、全額国費で行いますという事業だったので私も特に声は出さなかったのですが、こういうことになるだろうなというのは感じていたところだったのですが、来年2月いっぱい終わって残った分はどうなるのかな。予算的には国に返上することになるのか、使った分しか国から交付されないのか、その財政的なやりとりと、交付されるのは確かにいいだろうと思うのですが、それでいいのかな。私もはっきり考えが及ばないのですが、財政的な流れはどうなるのかお願いします。

高橋課長　財政的な関係でいくと、プレミアム商品券自体は1万枚刷っておりますので、それにかかった経費に関しては国のほうに請求させていただきます。国のほうもそれは交付してくれるという話なのですが、それ以外は実績に応じてという話になると思います。商品券1,000円分の交付に関しても実績分ですし、それ以外にかかった経費に関しても実績分しかもらえないので、うちもそれ以上お金をかけて、今回言われているのは再通知しないでいいよというのが国の方針で、する場合は町単費でという話になるみたいなのです。だから、その辺も踏まえて、かかった分だけの請求しかできないのかなというのは感じています。

阿部委員長　ほかございませんか。

平山委員　今のことにしてなのですが、今までで30%ぐらい申請者、すごく低いなと思うのですが、こういう声を最近聞いているのです。申請のことだと思えるのですけれども、役場に行って担当の人から説明されたのが、これは必ずしも当たるとは限りませんよと。抽せんなのでですからという説明を受けたと。そういう人もいるのだよということ。私、実際に確かめていないのですけれども、今聞いていたら、申請して、該当するかどうかというのを窓口でやっているのだろうと思うのですけれども、利用者というか、来た人に対しての説明の仕方がまずいのかなと思います。1点。あと、申請してから該当になりますよと。今度買いに行くのが郵便局と何カ所かですよね。何でそんなことをするのだろうと。要するに二度足も三度足も踏んで買わなければいけないのかと。特に低所得者、高齢者なんかになると、歩いていける人や車なんかを持っている人はいい

のかもしれませんが、そうではない人はタクシーを使うのだよと。タクシー代をかけてまでそういうものを買わなければいけないのかというような、そういう意見というか、声が私のほうに届いたのです。一体どうなのだと。そういうこともちゃんと理解されていないままで申請においでとかと言っても、マイナスの部分でというか、自分たちが理解できないのか、その辺は私把握していないからわからないのですけれども、低所得者の方は高齢者も多いだろうし、何ととっても説明の仕方だと思うのです。まずい部分があるのかなと感じた部分があるのです。役場に申請して、買いに行くのは郵便局なりそっちのほうに行って買ってくださというのは決めごとですから仕方ないのですけれども、それに対しての不満もあるということをもっと頭に入れておいてほしいですし、申請に来たら、全ての人が当たるのではなくて、こうこうこういうことがあって当たらない人もいるのですよというわかりやすい丁寧な説明を窓口でしてほしいのと、窓口に行って、対応した人がわからなくて担当者にかわるのだろうと思うのですけれども、それも窓口に行く人の不満というか、何でそうやって人がかわってああだこうだしなければいけないのという、そういう不満の声も聞こえていますので、その辺行政というか、担当課は頭に入れて町民の人たちの対応に当たってほしいなという思いがあるのですけれども、その辺はどうでしょうか。

阿部委員長 平山委員、にぎわいの創出という部分ですので……

平山委員 今プレミアム、それに関してということでは……

阿部委員長 もし今の部分で答えられる部分があれば。

高野係長 抽せんで当たるということと言われたという件に関しましては、来られた方の捉え方もあるかもしれないのですけれども、説明の中で担当課としては必ず、対象になっている方は該当になったら購入することができますし、売り切れになるということはないので抽せんという言葉を使っているのではないのですけれども、説明の中でそういうふうにつえられたのであれば、もう少しわかりやすい説明に努めたいなというふうには思います。

高橋課長 窓口に関しても、役場の窓口と、来られやすいように健康センターでも受け取れますよという話はしているのです。受け取る場合も簡素にということで、印鑑を押して出してもらえばいいよという流れにはしてあるのです。これを出していただいて、税情報を確認して該当すればこういうことですよという説明はしてもらえるようにしてあったのですけれども、聞いたほうの捉え方という部分で、わからないと言われた場合はうちのほうが直接電話で説明するということもありましたが、大体の方が出せば来るのだねという話で帰っていただいていたというのが多いと思うのです。ただ、文句ではないですけれども、一部いらっしゃるのであれば、もっと簡単にというか、これ以上簡単に説明すると余計わからないかなとも思うのですけれども、気をつけようかなと思っています。郵便局に関しましても、うちのほうは離島があるので、もともとプレミアムは商工会1本でという話もしていたのですけれども、離島が絡むと商工会の職員が行って売ることとかもありましたし、全国的に郵便局のほうでお手伝いしていただけるという話になったのもあって、羽幌町としては4カ所の販売所ができるよということで郵便局にお願いしたという経緯がございます。郵便局で年金をもらうとかというのも多いので、さっき高野係長も言っていましたけれども、なくなるものではないので、行けるときでいいですという話も含めて説明はしているはずなのですけれども、言葉が足りないのか、もう少し気をつけながら対応していきたいと思います。

平山委員 よろしくお願ひします。

阿部委員長 プレミアム商品券については以前総務産業のほうでも行っていますし、中間報告であったり結果についてはそちらのほうでということでもいいですか。にぎわいの創出ということですので、それに絡めてのプレミアムというのはよろしいのですけれども。ほかございませんか。

小寺委員 にぎわいの創出で既存の制度、事業があると思うのですけれども、新年度に向けて新たな取り組みですとか、修正とかではなくて考えているものがあれば、計画段階でもいいのですけれども、課として計画している

ものというのがもしあれば教えていただきたいのですが。

高橋課長 町として新たなものというのは今のところないのですけれども、今までやっていたものに関しては引き続き続けていきたいなど。秋祭りも今年で2回目なのですけれども、3回目、4回目に向けて各団体、農協、漁協、商工会、うちと共同でやっている部分もありますので、続けていけるようにこれからも話し合いをしていきたいと思っています。

工藤副委員長 一番最初に聞いた補助額なのですけれども、3番目のハボロマルシェと秋祭り、両方で25万ということですか。

高橋課長 それはハボロマルシェです。秋祭りに関しては、先ほど言った農協、漁協、商工会、うちがそれぞれ5万ずつ出し合って20万の中でやるというような流れでやっている。

工藤副委員長 ハボロマルシェは年1回ですか。

高野係長 4月と10月、春、秋と2回です。

工藤副委員長 2回で25万ということですか。

高野係長 はい。

工藤副委員長 わかりました。

阿部委員長 ほかがございませんか。ないですか。(なし。の声) なければ、僕のほうから。にぎわいの創出について、次年度新しいもの、町のほうとしては考えていないということですが、各団体であったり商店街のほうからこういったことをしたいのだと。昔やられていた歩行者天国であったり、どこか空きスペースを使ってやられるとか、そういったことをやりたいのだとなった場合には、町としては支援できる範囲で支援していくということよろしいのかどうか。

高橋課長　　そういうご相談があれば、できる限り協力していきたいと思っております。

阿部委員長　補助金等々で協力していただくということも非常にありがたいことなのですけれども、イベントをやるに当たって、人手がないから開催できないといった声も聞かれています。町のほうとしては難しい部分もあるのかもしれませんが、協力をお願いしたら町のほうでもイベントに合わせて協力できるような体制というのはどうなのか、その辺伺いたします。

高橋課長　　人的な協力ということでいえば、うちの課はもちろんできると思うのですけれども、ほかの課まで含めた中でとなるとまた協議が必要になってくると思うのですけれども、できる限りの協力はしていきたいと思っています。

阿部委員長　わかりました。ほかございませんか。

小寺委員　　今、いろんな意味でできるだけ協力していきたいという前向きな発言はあったのですが、予算が伴うものに関しては年度途中で言われてもというふうになるのか、もしいいものであれば補正をしてでも、そういう予算はないではないですか。やりますというための予算があって、自由に使えるような基金もないですし、予算もない中で、せっかくいいものが来てもすぐに動けないのだったら時差ができて、せっかく前向きに協力したいとは言うのですけれども、財源がないのでということで先送りになってしまうのはもったいない気がしたので、今年度中に言っていただければとかそういうインフォメーションもないし、突発的なイベントとかはあるので、そういうのにはどういうふうに対応していくつもりなのかでしょうか。

高野係長　　年度途中に関しましては、予算の関係もありますので、現状ではやりくりをしながら、お手伝いできる予算の余裕があれば、事業費として活性化事業で見ている部分が少しありますので、そこでやりくりができれば、お手伝いできる範囲でできるのかなというふうには思います。

小寺委員 活性化事業の予算というのは、流用というか、対応できるのは幾らぐらい予算を見込んでいるのでしょうか。

高野係長 活性化事業だけでとなると幾らというのはないのですが、商工労働係の中で使えるところから集めて、地域でそういうふうに事業をやりたいということであれば、なるべくお手伝いできればなというふうに。

小寺委員 逆に、町としてそういうのを全面的に応援したいというのであれば、予算組みだけしておいて、今回も5年も使われていないというのに予算化されているものもあるので、そういうものをうまく使ってか、改めてきちんとした、こういうので協力できる軍資金というか、ありますよと。活用して町は応援していきますよというのを出せば、もっとイベントなりにぎわいにつながるのではないかなというふうに思うのですが、予算で今のところある程度しかできませんとなると、せつかく町が前向きにバックアップ、町は先頭には立たないけれども、一生懸命応援しますという答弁も過去にあったと思うのですが、財源はきちんとつくっておいたほうが新年度に向けていいのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

高橋課長 おっしゃるとおり予算で組みたいのですが、予定が決まったものに対しての予算、もちろん実績に応じてですが、先ほど言った実績がないのという部分でいくと、企業振興の補助に関しましては全体で1本で幾らという上げ方で、実績に応じて増減があるわけではないのです。来た段階で補正で対応している事業の1つであるのですが、それと同じように、もし地域で何かやりたいという場合であれば、早目に言っていただければうちのほうも補正なりなんなりで対応できると思っております。ただ、やる時期もありますので、なるべく早く情報をいただければ動きようがあるのかなという感じで、できるだけ協力はしていきたいなと思っております。

阿部委員長 ほかございませんか。(なし。の声) ないようですので、以上をもちまして羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。